

令和 8 年度（2026 年度） 有明圏域定住自立圏における県境連携イベント実施業務委託 実施要領

1 事業の目的

福岡県と県境を接する有明地域は、人口減少や地域経済活動の縮小が課題となっている。当該地域は、通勤通学や買い物、病院など生活圏としての繋がりが強いことから、荒尾市、南関町、長洲町、大牟田市、柳川市、みやま市で県境を越えた有明定住自立圏（以下「定住自立圏」という。）を形成している。

そこで、定住自立圏の各市町を中心としたイベントを開催し、福岡県及び有明圏域定住自立圏の市町と県境を越えた一体的な取組みを実施し、連携を深めながら有明地域の魅力発信による地域の認知度向上及び交流人口等の拡大を図る。

2 事業の概要

（1）委託方法

公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、予算の範囲内で委託する。

（2）本業務の内容

別添「令和 8 年度（2026 年度）有明圏域定住自立圏における県境連携イベント実施業務委託仕様書」のとおりとする。

（3）履行期間

契約締結の日から令和 9 年（2027 年）3 月 19 日（金）まで

（4）委託金額の上限

4,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 本業務に係る一切の費用は上記に含めるものとする。

※ 提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示した額とは必ずしも一致しない。

3 事業スケジュール（予定）

令和 8 年（2026 年）	10 月 22 日（木）	募集開始（熊本県 HP 公表）
	10 月 30 日（金）まで	質問書受付期間
	11 月 6 日（金）	参加申込書提出期限
	11 月 13 日（金）	企画提案書提出期限
	11 月 18 日（水）	審査（プレゼンテーション）
	11 月下旬	審査結果通知
	11 月下旬	仕様協議、契約締結
令和 9 年（2027 年）	3 月 19 日（金）まで	業務完了報告書提出

4 担当部局

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1
熊本県企画振興部 地域振興・世界遺産推進局 地域振興課
県北・天草班 担当：土井
電話：096-333-2137
E-mail：doi-k@pref.kumamoto.lg.jp

5 参加資格

次に掲げる要件を満たす事業者、又は複数の事業者による連合体とする。

- (1) 熊本県内に本店、支店または営業所があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをされた者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立てをされた者
 - ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに県税に未納がないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (7) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (8) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。
- (9) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (10) 複数の法人でグループを構成して申請する場合は、次の事項に注意すること。
 - ア 代表団体を選出し、県とのやり取りについては代表団体が行うこと。
 - イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
 - ウ 代表団体及びその構成員は上記の（1）から（9）のすべてを満たすこと。

6 受託者の選定

- (1) 選定方法
応募書類とプレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた提案を行った者を、受託候補者として選定する公募型プロポーザル方式とする。
- (2) 契約の方法
本事業の契約方法は、公募型プロポーザルにより選定した最も優れた企画を提案した業者と契約するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、随意契約とする。
また、熊本県会計規則第95条第1項第1号の規定に基づき単独見積とする。

7 参加手続き

プロポーザルの参加希望者は、参加表明書その他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を期限までに提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（別紙様式1）
- ② 添付書類
 - ・ 企画提案参加者の同種業務の実績（別紙様式2）
 - ・ 会社概要及び業務実施体制調書（別紙様式3）
- ③ 登記事項証明書
 - ・ 法務局が提出日の3カ月以内に発行した登記事項証明書の原本に限る。
- ④ 直近1事業年度の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し
- ⑤ 定款の写し
- ⑥ 納税証明書（原本、3カ月以内に発行されたもの）
 - ・ 消費税及び地方消費税に未納がないこと並びに熊本県税に未納がないことの証明

※ 熊本県の業務委託契約等入札参加資格を有するものについては、③～⑥の提出は不要とする。ただし、その場合、資格審査結果通知書の写しを提出すること。

(2) 問い合わせ先及び提出先

「4 担当部局」に同じ

(3) 提出部数

1部

(4) 提出期限

令和8年（2026年）11月6日（金）必着

※ 電子メールで送信すること。また、送信後は必ず受信を電話で確認すること。

(5) 参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

8 本業務に対する質問及び回答

募集要項や仕様書について疑義がある場合は、必要事項を記入し、次のとおり提出すること。

(1) 質問方法

質問は、質問書（別紙様式4）により電子メールで送信するものに限る（必ず到達確認をすること）。なお、電話による質疑は一切受け付けない。

(2) 質問受付

「4 担当部局」に同じ

(3) 質問受付期間

公募開始日から令和8年（2026年）10月30日（金）までとする。

(4) 質問への回答

質問の内容及び回答は、プロポーザル参加表明者全員に電子メールで送信する。その際、質問者名は公表しないものとする。

9 企画提案書等の提出

プロポーザルの参加希望者（参加資格があると認めた者に限る。）は、企画提案書その他の必要書類（以下「企画提案書等」という。）を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（別紙様式5）
- ② 参考見積書・経費内訳書（様式任意）

③ 事業者の取組みに関する申出書（別紙様式 6）

※ 必要な書類を添付すること

(2) 提出先

「4 担当部局」に同じ

(3) 提出部数

①及び② 正本1部とその写し5部（計6部）

※企画提案書等は、ホチキス又はクリップ留めすること（ファイリング不要）。

なお、参考見積書・経費内訳書は、企画提案書の最終ページに添付すること。

③ 1部

(4) 提出期限

令和8年（2026年）11月13日（金）必着

※ 提出方法は持参又は郵送とし、期限までに必着すること。

(5) 注意事項

- 提案書については、「10 受託者の選定方法（評価項目）」及び仕様書を踏まえた上で、次の項目を盛り込んで作成すること。

① 概要

提案する企画の全体概要をA4版1枚で分かりやすく簡潔に作成すること。

② 企画の提案とその理由（提案資料は20ページ程度にまとめること。）

③ 企画内容の実施スケジュール（管理運営計画含む）

④ 本業務に携わるスタッフの役割及び実施体制、特長（強みなど）、実績等

- 上記①～④の順番で編纂すること。

- 提出書類は、片面印刷、両面印刷は問わないが、長辺とじとすること。

(6) 企画提案書を無効とする場合

次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき

イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき

エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき

オ その他、審査を行うに当たって不適当と認められるとき

(7) 提出された企画提案書の取扱い

- 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- 県は受託者選定のため、提出された提案書の写しを作成、使用することがある。
- 提出された提案書は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき公開することがある。

10 受託者の選定方法

資格審査の上、提案者によるプレゼンテーション（事業説明）を実施し、評価項目に基づき、各審査員の採点数の合計が最も高かった提案を行った事業者を受託者として選定する。なお、基準点を下回った場合はその限りではない。

(1) 書類審査の実施

企画提案書等提出者が5者以上となる場合は、提出を受けた企画提案書等を基に書類審査を実施し、プレゼンテーション参加者（4者上限）を決定する。

(2) プレゼンテーションの実施

① 開催日程

ア 日時

令和 8 年（2026 年）11 月 18 日（水）

※ 時間の詳細はプロポーザルの参加希望者別に別途連絡

イ 場所

熊本県庁

※ 場所の詳細はプロポーザルの参加希望者別に別途連絡

ウ プレゼンテーションの持ち時間

提案を行う者 1 者につき 30 分（最初の 15 分で提案者による提案準備・説明、その後残りの 15 分で審査員による質疑）を予定。

② 審査方法

ア 企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に基づき、次の審査項目について、複数人の審査員による審査を行い、受託候補者と次点者を選定する。

なお、「事業者の取組み」に係る評価の基準日は、令和 8 年（2026 年）10 月 22 日（木）とする。

審査項目	審査の視点	配点
企画内容 (各 5 点)	提案内容は、仕様書の「業務の目的」「委託業務の内容」を十分理解したものとなっているか。	30 点
	イベントに必要な機材等の準備が提案されているか。プログラムを効果的に実施できる会場設営の提案がなされているか。	
	県民の関心を引き、定住自立圏の各市町の認知度向上につながるプログラムが提案されているか。	
	定住自立圏の各市町がお互いに交流を図り、有明地域の一体感を出すようなプログラムが提案されているか。	
	有明地域の特産品を活用したマルシェ等を開催し、有明地域の魅力発信に繋がるような提案がされているか。	
	ターゲット（有明圏域内外）に対し、SNS 等を活用した効果的な広報戦略が具体的に提案されているか。	
業務遂行能力 (各 5 点)	業務を実施するための体制（人員・役割分担等）及び事業スケジュールは十分かつ妥当か。	10 点
	本業務と類似もしくは関連した契約実績があり業務を遂行するに当たり有益な専門知識、ノウハウ等があると判断できるか。	
経済性	予算の範囲内で、経費の内訳が明確であり、本業務を実施するための妥当な積算となっているか。	5 点
事業者の取組 (各 1 点)	熊本県ブライツ企業の認定を受けているか。	5 点
	障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）又は協力雇用主登録制度の登録があるか。	
	事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション 21、RE100、再エネ 100 宣言 RE Action のいずれかの認証等又は森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか。	
	熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録しているか。	

	熊本県SDGs登録制度又はパートナーシップ構築宣言に登録しているか	
合 計		50点

イ 審査結果の通知

審査結果については、プレゼンテーション実施日から5日以内を目途に電子メールにて通知する。

なお、審査結果に対する異議申立ては受け付けないものとする。

11 契約

受託候補者との間で最終的な契約条件を協議し、協議が整った場合に、委託上限金額の範囲内で契約を締結する。

なお、契約に際しては、仕様書、企画提案書等の内容を一部変更する場合もある。

また、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点の提案者として評価した参加者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

12 契約保証金

受託者は、契約締結に際し、熊本県会計規則第77条の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。

ただし、受託者が同規則第78条各号に該当する場合は、この限りではない。

13 関係書類

関係様式等は、熊本県ホームページから入手すること。

14 その他留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。

(2) 提出書類等に関する事項

- 提出期限までに参加表明書等又は企画提案書等を提出しなかった場合は、参加者として認めない。
- 提出された参加証明書、企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に無断で使用しない。
- 参加表明書及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、当該参加表明書及び企画提案書等を無効とし、参加資格の取り消し、審査結果の取り消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。
- 参加表明手続きを行った後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退することになった場合は、参加辞退届（別紙様式7）を提出すること。

(3) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（別紙様式7）を提出すること。

(4) 参加者が1者のみであった場合でも、プレゼンテーション（事業説明）での選定は実施する。

(5) 参加者が1者の場合は、全ての審査員が合計得点を30点以上と評価した場合に選定する。

(6) 企画に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意いただき、関係者とトラブルがないようにすること。

(7) 本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する

- 権利を含む。)は、熊本県に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。
- (8) 審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。(この場合、次順位の者と契約について協議を行うものとする。)
- (9) 審査で最高位の評価を受けた者を受託者として選定した後に、業務内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。